

〈別表〉各地域の指定避難場所一覧

地域	指定避難場所
旭地域	中央小、矢指小、富浦小、干潟小、豊畑小、共和小、琴田小、一中、二中
海上地域	嚶鳴小、鶴巻小、滝郷小、海上中、海上公民館、海上キャンプ場体育館
飯岡地域	飯岡小、三川小、飯岡中、飯岡体育館、飯岡保健・福祉センター、いいおかユートピアセンター、上永井集落センター、塙農村協同館、塙新町区民館
干潟地域	萬歳小、古城小、干潟中、干潟公民館、萬歳地区多目的研修センター、ふれあいセンター、農村環境改善センター、コミュニティセンター

避難場所を知る

災害発生時、生命に危険が及ぶような場合には、安全な場所に避難して身の安全を守らなくてはなりません。そのような事態に備えて、市内各地域に避難場所を定めています。また家族などとも、いざというときにはどこに避難するか決めておきましょう。

指定避難場所(別表)

避難勧告などによる避難、大規模災害発生時の自主避難を行う場合、最終的に避難する場所です。

一時避難場所

指定避難場所に避難するいとまがない場合、一時的に避難する場所です。状況の安定後は、指定避難場所に移動してください。

広域避難場所

大規模災害などの発生により、指定避難場所が使用不可能となった場合、災害対策本部の指示などにより使用します。

津波避難場所

海岸と反対方向の台地や高層建物を選定し、避難してください。

※くわしい内容は、市ホームページや各戸に配布している「旭市くらしの便利帳」などで見ることが出来ます。

帰宅困難者となったら

職場や学校、外出先など、自宅から離れた場所にいるときに大きな災害が発生すると、公共の交通機関が停止し、帰宅が困難になることが予想されます。災害が発生したら、まず身の安

全を確保するとともに、安全な場所にとどまって、交通情報や被害情報などを確認し、的確な行動を心掛けましょう。

安否確認などは

「災害用伝言サービス(☎171)」で

東日本大震災では、家族などの安否を確認する電話が殺到し、電話がつながりにくくなりました。こうした災害発生時でも、家族や知人の安否確認や避難先の連絡などを行うことが出来るのが、災害用伝言サービスです。このサービスは、毎月1日と

15日、防災週間などに体験利用ができます。この機会に安否確認方法を確認しておきましょう。

防災行政無線の戸別受信機の電池交換を忘れずに

各戸に配布している戸別受信機は、停電対応用に単1電池をセットしてあります。戸別受信機から合図(放送終了後の音声によるお知らせや、ポリウレムの左にある電源ランプの赤色と緑色の点滅)があった場合は、アルカリの単1電池に交換し、右側面にある電源スイッチ

(黒色)を一度切ってから、再度スイッチを入れて使用してください。

電池容量の有無とは関係なく、受信状況が悪く聞こえにくい場合があります。アンテナを最大限に伸ばすか、設置場所を変え、電源を入れ直して受信状況を確認してください(午前7時と正午、午後6時に定時放送)。それでも聞こえない場合は、問い合わせてください。

問い合わせ先

総務課地域安全班

☎ 62・5311

いざというときに備え 総合防災訓練に参加を

いざというときに落ち着いて的確な行動が取れるよう、防災訓練を実施します。当日は市内全ての指定避難場所(別表)を開設しますので、防災行政無線から訓練開始の放送が流れたら、近くの避難場所に避難してください。

日時/9月2日(日) 午前8時~

場所/旭文化の杜公園、指定避難場所

※訓練実施日の午前と前日に消火栓を使用します。旭文化の杜公園周辺地区では「水の出が悪い」「濁った水が出る」など、水道の使用に影響がある場合があります。

防災行政無線で 緊急情報を試験放送します

市では、地震や津波、武力攻撃などの災害時に、全国瞬時警報システム(J-ALERT)から送られてくる緊急情報を、確実に皆さんへ伝えるため、防災行政無線で緊急情報を試験放送します。

この緊急情報の伝達試験は全国一斉に行われます。

日時/9月12日(水) 午前10時ごろ(1回目)、同30分ごろ(2回目)





9月1日は防災の日 高めよう! 防災意識

大正12年9月1日に起きた関東大震災の教訓を生かし、災害に対する認識を新たにしようと、毎年9月1日を「防災の日」、8月30日から9月5日までを「防災週間」としています。

昨年の東日本大震災は、東北地方を中心に本市にも大きな爪痕を残しました。また全国各地で、台風や集中豪雨などの自然災害が発生し、大きな被害をもたらしています。防災の日を機会に、災害について今一度見つめ直しませんか？

防災意識を高める

東日本大震災でのことを踏まえ、一人一人が災害について考え直し、防災意識を高めていく必要があります。

自らが……

自らの生命は自らが守るという「自助」の意識のもと、災害が発生したときに的確な行動が取れるよう、地域や職場などの防災訓練には積極的に参加し「防災行動力」を高めましょう。

みんなで……

自分たちの町は自分たちで守るという「共助」の意識を共有し、地域の人々が協力して助け合い、被害を最小限にとどめることも大切です。また障害を持つ人、要介護などの認定を受けた人や高齢者など、災害時に援助が必要な人（要援護者）を、地区や自治会、事業所などが協力し気遣うなど、普段からコミュ

ニケーションを図り、いざというときには、協力し合いながら支援しましょう。

要援護者台帳の作成

災害発生時に、要援護者の避難支援を迅速かつ的確に行うため「災害時要援護者避難支援計画」があります。この計画では、平時時から要援護者に関する情報の把握、要援護者への防災情報の伝達手段・伝達体制の整備および避難誘導などの支援体制を確立することを目的に、要援護者台帳を作成することになっています。

この台帳作成のため、昨年12月に郵送や地区の回覧板で登録の案内をしました。現在、申請のあった人たちを台帳に取りまとめています。完成後には、避難支援者や民生委員・児童委員などの関係者に提出する予定です。